

雇用調整助成金を利用しませんか？

助成金専門の社労士を紹介します！



< 雇用調整助成金とは？ >

事業の縮小を余儀なくされ、一時的に従業員を休業させ、休業手当を支給することで、手当の一部が助成される制度です。

< どんな事業主？ >

- ☑ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- ☑ 労使間で休業協定を締結する事業主
- ☑ 労使協定に基づき従業員を休業させる事業主 ※全員の休業は必要ありません
- ☑ 労働基準法に基づき休業手当を支払う事業主
- ☑ 前年同月と比較して売上高が5%以上減少している事業主

※今後内容が変更される場合があります

助成額	中小企業	大企業
休業を実施した場合の休業手当に対する助成(率) (または 教育訓練を実施した場合の賃金相当額) ※対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限	$\frac{4}{5}$ ※解雇等無の場合 $\left[\frac{9}{10} \right]$	$\frac{2}{3}$ ※解雇等無の場合 $\left[\frac{3}{4} \right]$
教育訓練を実施した際に加算	1人当たり2,400円/日	1人当たり1,800円/日
支給限度日数(4/1~6/30は別途加算)	1年間で100日(3年間で150日)	

助成金申請イメージ

事業の縮小

※前年同月5%以上減

休業協定の締結

※休業手当の支給率を決めます

休業の実施

※休業の実施
※休業手当の支給

1か月ごとにこの作業をくりかえします

計画書作成提出

※計画書の作成
※労働局への提出
※申請期限は厳守です

支給申請書の作成提出

※支給申請書の作成
※労働局への提出
※期日は厳守

申請書類の整備

※出勤簿・賃金台帳のチェック
※協定書との差異がないか確認



労働局
対応



支給決定！

相談可

代行可

ぜひご相談ください！

* 社会保険労務士に相談するとこんなことができます *



助成金について
詳しい相談が
できる

申請代行で
時間が
削減できる

着資金なしで
手続き報酬
のみ！

裏面をご覧ください

助成金専門の社会保険労務士法人 日本社会保険労務士法人

日本社会保険労務士法人

【所在地】 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5F

【代表】 TEL 03-6831-3778 FAX 03-3980-2283

MAIL info@nsrh.jp

(受付時間 月～金 9:00～18:00)



日本社会保険労務士法人 助成金センター

【所在地】 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-14 飯田橋東日本ビル1F、2F

【代表】 MAIL info@nsrh.jp

(受付時間 月～金 9:00～18:00)

